平成２２年（フ）第４２０号
秋田市土崎港東２丁目３番15号
債務者　髙城　愛美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２５号
秋田市外旭川字神田895番地
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
秋田県山本郡八峰町峰浜塙字大信田28番地３
債務者　金平富貴子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第７２号
秋田県大館市川口字深沢岱145番地４、前住所秋田県大館市比内町扇田字伊勢堂岱105番地１
債務者　松澤　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７３号
秋田県大館市根下戸字下袋146番地、前住所秋田県大館市中道３丁目２番50号　ささきアパート　Ｃ棟４号室
債務者　立石リエ子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１０３号
群馬県みどり市大間々町大間々105番地２　レオパレスラフィーネＡ106
債務者　深澤恵理加
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１２２号
富山県射水市作道682番地４　コーポミナミ２－Ｃ
債務者　鷲山　千里（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５８号
岐阜県下呂市馬瀬名丸38番地２
債務者　大前建築こと　大前　進一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
滋賀県東近江市種町1599番地
債務者　大橋　幸司
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１９１号
滋賀県彦根市田附町892番地
債務者　松村マリテスこと　ＭＡＴＳＵＭＵＲＡ　ＭＡＲＩＴＥＳ　ＭＡＮＡＮＧＡＰ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２０４３号
京都市伏見区横大路下三栖山殿１番地　ハイム伏見Ａ棟903号
債務者　前田　修司
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９９号
京都市山科区西野山欠ノ上町62番地
債務者　大森　利明
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３００号
京都市山科区西野山欠ノ上町62番地
債務者　大森マリ子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３０号
京都市伏見区向島丸町４番地の７　向島市営住宅８－１棟610号
債務者　高山七々重
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８２号
京都府八幡市男山笹谷５番地　Ｄ９－301
債務者　菅原トシ子（従前の姓牛嶋）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４０号
京都市伏見区深草藤森玄蕃町576番地５　ラフォーレ藤の森204号
債務者　入江　菊代
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
兵庫県西宮市若草町２丁目４番12―401号
債務者　三浦久美子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係